

**（仮称）深浦風力発電事業環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見**

- 1 工事用資材等の搬出入に伴う騒音について、風合瀬地区の土曜日の昼間において、騒音が現況値から5デシベル増加し環境基準値を超過すると予測されており、当該沿道の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、環境保全措置を再検討した上で、再度、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 2 施設の稼働に伴う騒音について、田野沢地区では騒音レベルが環境基準値を超過し、風合瀬地区、麩木地区及び追良瀬地区では騒音レベルが夜間に4～6デシベル増加すると予測されており、これらの地区の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等を再検討した上で、再度、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 3 施設の稼働に伴う低周波音について、田野沢地区では5Hzの音圧レベルが僅かに「建具のがたつきが始まるレベル」を上回ると予測されており、物理的な被害の発生及びそれに伴う生活環境への影響を生ずるおそれがあることから、風力発電設備の配置等を再検討した上で、再度、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 4 工事用資材等の搬出入に伴う振動について、風合瀬地区の土曜日の昼間において、振動が現況値から18デシベル増加すると予測されており、当該沿道の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、環境保全措置を再検討した上で、再度、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 5 水の濁りに係る環境保全措置として、設置する沈砂池は、容量に余裕を持たせ、適切な数を設置するとしているが、雨水に加え融雪水も考慮する必要があることから、融雪水を考慮した沈砂池の設計を行う等、適切な濁水対策を講じること。

- 6 風車の影に係る環境保全措置として、風力発電設備は、民家から可能な限り離隔をとり、風車の影がかかりにくい位置に配置することで、風車の影の影響を低減できるとしているが、予測結果において参照した指針値を超える住居が複数存在し、生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、当該影響を回避又は低減するため、風力発電設備の配置等を再検討した上で、再度、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 7 黒崎川－母沢川間、追良瀬川及び清滝川周辺は、川風が尾根に向かって上昇するエリアであるため、猛禽類の飛翔密度が高くなっており、当該エリア内の対象事業実施区域に風力発電設備が配置されることにより、猛禽類のバードストライクが発生するおそれがあることから、専門家から意見を聴取した上で、必要に応じて風力発電設備の配置の見直しを検討し、その内容を環境影響評価書に記載すること。
- 8 深浦町では近年松くい虫被害及びナラ枯れ被害が発生しており、これらの被害はマツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシに起因するとされている。当該昆虫は、マツやナラを伐採した際に発生する臭いに集まる習性があり、活動期が6～9月であることから、被害拡大防止のため当該活動期におけるマツ及びナラの伐採を避けるよう建設工事を計画すること。